

運転ボランティア養成講座

～あなたの運転と少しの時間が誰かの日常を幸せに～

高齢者が運転免許を返納すると、移動手段が限られてしまったため、外出や社会参加の機会が減少してしまいましたが、運転ボランティアの支援によって楽しみや生きがいを持ち続けられる方がたくさんいます。

この講座では、運転実技や介助実習を通して、運転ボランティアとして人を乗せるための運転技術や知識を学ぶことができます。

講座に参加し、困っている方の移動支援について考え、ボランティア活動をしてみませんか？

日時 6月20日(木)
午前10時30分～午後4時
※受付 午前10時10分～
場所 御代田町役場 大会議室
対象 日常的に運転している方のうち、

- ・通いの場(サロンなど)で送迎をしている方、送迎に関心のある方
- ・買い物などに乗り合って出かけている方
- ・通院や買い物に困っている方のサポートを考えてみたい方

定員 16名(申し込み順)

持ち物

- ・自動車運転免許証
- ・筆記用具
- ・昼食

申込方法

保健福祉課地域包括支援係(8番窓口)へお越しください。

※簡単なアンケートに答えていただきます。

申込締め切り 6月17日(月)

内容

講師 NPO法人 全国移動サービス ネットワーク

問い合わせ先

保健福祉課地域包括支援係(31)2510

日程表

時間割	内 容
10:30～11:55	御代田町における移動支援／移動サービス概論／利用者理解と接遇・介助
～昼休憩～	
12:40～13:20	移動サービスの運転に必要な知識と心構え
13:20～15:20	運転実技/介助実習
15:25～16:00	リスクへの備えと対応/修了証発行

「御代田町公式LINE」
ともだち登録をお願いします。
町公式LINEでは、イベント情報、防災情報、暮らしの情報などを発信しています。各種申し込みなど、便利な機能も実装していきます。



「守ろう!」

電波のルール

電波は、消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のインフラに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波の正しい利用をお願いします。

電波の3つのルール

- 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- 外国規格の無線機器にはご注意ください。
- 電波の利用には、原則免許が必要です。

問い合わせ先

- 信越総合通信局 不法無線局に関すること 監視調査課
- 026(234)9976
- 放送の受信障害に関すること 受信障害対策官
- 026(234)9991



6月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 町県民税(1期分)
- 国民健康保険税(1期分)
- 保育料(6月期分)
- 町営住宅使用料(6月分)
- 上水道使用料(6月期分)
大口5月使用分、一般4・5月使用分
- 下水道使用料(6月期分)
大口5月使用分、一般4・5月使用分
- 農集排使用料(6月期分)
2・3月使用分
- 個別排水使用料(6月期分)
4・5月使用分

納期限

7/1 月曜日

6月10日(月) 児童手当支給のご案内

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育されている方に支給されます。

令和6年2月分から5月分までの児童手当を6月10日

(月)に指定口座へ振り込みますので、受給者の皆さまは入金をご確認ください。
町民税課税通知書の確認をお願いします

児童を養育している方の所得額が表の所得上限限度額以上の場合、児童手当ではなく、町独自の「特別手当」が支給されます。

現在「特別手当」を受給されている方の所得が所得上限限度額を下回ったときには、児童手当の認定請求書の提出が必要となりますので、町民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内に必ず児童手当の認定請求書を提出してください。申請が遅れると、遅れた月分の児童手当が受けられなくなります。

現況届の提出をお願いします

令和4年度から現況届の提出は原則不要ですが、次に該当する方は現況届の提出が必要です。
①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が御代田町と異なる方
②支給要件児童の戸籍や住民票がない方

こんにちは農業委員会です

問い合わせ先 農業委員会事務局 (32)3113

春の安全作業に心がけましょう!

春の農繁期を迎え、トラクターなどの農業機械を使うことが多くなる季節です。
近年の農業機械による事故の発生傾向と安全確認、予防対策を紹介します。

●農作業中の事故の傾向

農林水産省の調査データによると、農作業中の事故で亡くなる方は近年270人にも及んでいます。それらのほとんどが、農業機械作業に係る事故です。事故を未然に防ぐため、農業機械操作時の安全確認と事故予防対策の見直しを考えてみましょう。

●安全確認・予防対策

次に紹介する安全確認・予防対策を確実にして、事故を防止しましょう。

①シートベルト着用、安全キャブ、フレームの装着
事故の際に身体が投げ出されるのを防ぎます。

②ブレーキ連結の確認
農作業前後の道路走行前に必ずブレーキ連結を確認しましょう。連結しないと、ブレーキを踏んだときに急旋回する恐れがあります。

③低速車マークや反射板の取り付け

後続車の追突を防止するため、見えやすい場所に低速車マークや反射板を取り付け、運転前に汚れて見えなくなっていないか確認しましょう。

④点検や異物除去はエンジンを切ってから

点検や異物除去をする際は、必ずエンジンを停止し、手の巻き込みなどに注意しましょう。

⑤草刈機は、不安定姿勢と飛散物に注意

傾斜地などは、滑りやすいため、安定した足場で作業し、飛散物を防ぐヘルメットや防護メガネなどの保護具を身に着けましょう。

最後に、農作業中は、定期的に家族や仲間と連絡を取り合い、休憩もしっかり取って、みんなで安全な農作業に取り組ましましょう。

※所得上限限度額超過世帯は町独自の「特別手当」の支給対象になります。

	所得上限限度額(※)	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の数(カッコ内は例)		
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	858	1,071
1人(児童1人の場合等)	896	1,124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	934	1,162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	972	1,200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	1,010	1,238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	1,048	1,276